

私立高等学校へ消費者教育出前講座をお届けします

無料

コンパクトに契約について学べる！ 15分 de スマート消費者

朝自習、HR 等
で活用できる

「大人」になるまでの助走期間がなくなりました！

18歳で大人！ 自分自身の判断で

- ★スマートフォンを契約できる
- ★賃貸アパートを契約できる
- ★中古車やバイクを契約できる
- ★クレジットカードを作ることができる



「スマート消費者 5つのポイント」 が 15 分で分かる！

活用例 HR 時に、全校生徒にオンライン視聴
公民・家庭科等の授業の途中で視聴
自習時間ができた場合に活用(オンデマンド)
コロナ禍の自宅学習教材に活用(オンデマンド)
※受講後にアンケート(無記名)にご協力いただきます。

オンライン講座

オンデマンド講座

リアル講座もあります

契約とは？



頭を冷やす

クーリング・オフ を正しく理解 していますか？

未成年者取消権

来月
18歳

悪質商法に ご用心！



消費生活センター 188



消費者庁 消費者ホットライン 188
イメージキャラクター イヤヤン



裏面も御覧ください➡

👉 未成年者取消権が行使できなくなった成人になったばかりの若者が、消費者トラブルに遭うことが心配されています。未成年者取消権により守られていた18歳、19歳の被害が増加することが懸念されています。



19歳から、こんな相談が寄せられています！

中古車をローンで買うことにしたが、その後よく考えたら車の状態が良くないので、キャンセルしたい。販売店に言うと、キャンセルできないと言われた。10代なので未成年者の取消しはできないのでしょうか？

出典：(独)国民生活センター2021年4月8日公表PIO-NETにみる「18・19歳」「20～24歳」の年度別相談件数

消費生活相談員が最新の消費者トラブルをお伝えします

定期購入トラブル

マルチ商法

クレジットカードトラブル

次のメニューもご用意しております



◆お申込・お問合せ方法◆ 申込・問合せシートに御記入のうえ

①eメールで⇒wakamonodemaie@zenso.or.jp

②FAXで⇒03-5614-0743

申込締切:令和5年2月17日 講座実施期間:令和5年3月17日まで

*年度末に集中する傾向がありますので、お早目にご連絡をお願いいたします。

*ご希望に応じて講座時間、テーマ等はカスタマイズします。

この事業は消費者庁より受託した(公社)全国消費生活相談員協会が実施しています。

電話でのお問合せ先:(公社)全国消費生活相談員協会

電話:03-5614-0543 消費者庁消費者教育出前講座担当

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町 2-3-5 グランドメゾン日本橋堀留 101

(公社)全国消費生活相談員協会について <https://www.zenso.or.jp/>

